

75歳以上 後期高齢者医療保険の保険料について

保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で統一された基準です。保険料は左の図①のように医療給付費の支払いにあてられています。

◆保険料の内訳 (図①)

収入	支出
保険料 (約1割)	医療給付費 医療費10割分から被保険者の自己負担を除いた額
公費 (約5割)	
現役世代からの支援金 (約4割)	

皆さんの保険料はこの部分!

◆保険料額の決め方 (図②)

均等割額
被保険者1人当たり
4万3,300円

+

所得割額
賦課のもととなる
所得金額^{※1} ×
所得割率 8.80%

||

保険料額 (年額)
100円未満切捨て
(限度額 62万円)

※1 賦課のもととなる所得金額
= (前年の総所得金額+山林所得金額+株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計) - 基礎控除額 33万円

■保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります(平成31年度の保険料率は、平成30年度から変わりありません)。(図②)

■保険料の軽減制度があります

所得の低い方の保険料を軽減して

◆均等割額の軽減要件 (表①)

総所得金額などの合計が 下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が 年金収入80万円以下で、かつ、 その他の所得がない	8割 ^{※2}
33万円以下で上記8割軽減の 基準に該当しない	8.5割
33万円 + (28万円 × 被保険者 の数) 以下	5割
33万円 + (51万円 × 被保険者 の数) 以下	2割

※2 年金生活者支援給付金の支給などに合わせて、平成30年度の割合(9割)から変更になりました。

◆所得割額の軽減要件 (表②)

賦課のもととなる 所得金額	軽減割合 (平成30・31年度)
15万円以下	50%
20万円以下	25%

ます。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

(1) 均等割額の軽減
同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。(表①)

(2) 所得割額の軽減
被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額^{※1}」をもとに所得割額を軽減しています。(表②)

(3) 被扶養者だった方の軽減
後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は次のとおり軽減が受けられます。

均等割額：平成31年度以降は加入から2年を経過する月まで5割軽減
所得割額：当面の間かかりません。
※低所得による均等割額の軽減(表①)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

■平成31年度分の保険料について

7月中旬に保険料額決定通知書を発送する予定です。保険料の納付方法は被保険者一人ひとり異なります。通知が届いたら、内容を確認してください。

■平成31年度分簡易申告書を発送

平成31年度分の所得の申告が出ていない方(被保険者および世帯主)に「後期高齢者医療簡易申告書」を送付します。これは、後期高齢者医療保険だけで使用する申告書です。届いた方は内容を確認し、早めに提出してください。

問合せ
制度について：広域連合お問合せセンター ☎0570-10861519
(IP電話、PHSの方は☎03-3222-4496) (土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)
・個別の相談・個人情報を含むこと：市民課高齢医療・年金係 ☎140

暮らし

狂犬病予防注射を忘れずに！定期集合注射のお知らせ

◆集合注射日程 (雨天実施)

実施日	会場	所在地	受付時間
4月25日(木)	東会館	羽東 3-11-32	午前10時～10時35分
	中央館	羽中 3-6-4	午前10時45分～11時20分
	美原会館	羽西 1-20-6	午前11時30分～午後0時5分
	西部地域備蓄倉庫	小作台 5-19-4	午後1時25分～2時
	栄会館	栄町 1-14-14	午後2時20分～3時
4月26日(金)	三矢会館	神明台 4-4-9	午前10時～10時45分
	神明台会館	神明台 1-17-4	午前10時55分～11時30分
	川崎会館	川崎 3-7-13	午前11時40分～午後0時10分
	緑ヶ丘第二会館	緑ヶ丘 2-18-2	午後1時30分～2時
	羽村市役所	緑ヶ丘 5-2-1	午後2時10分～3時

犬を飼っている方は、必ず市に犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせていただきます。

■手数料・注意事項

◎登録済みの場合：3650円(予防注射3100円、注射済票550円)
※3月下旬に市が送付した「狂犬病予防注射済票交付申請書」(オレンジ色)を、裏面の問診票にあらかじめ必要事項を記入のうえ、持参してください。

◎新たに登録する場合：6650円(登録3000円、予防注射3100円、注射済票550円)

■注意事項

- ・受付時間を守ってください。時間を過ぎると、次の会場へ移動します。
- ・犬が病気・妊娠中の場合は、必ず注射前に獣医師に申し出てください。
- ・生後3か月未満の犬および2週間以内に入れた犬は、予防注射ができません。
- ・事故防止のため、首輪をしつかり締め、リードは短めにし、犬を制御で

きる人が連れて来てください。
・犬の体は清潔にし、ふんは持ち帰ってください。

■犬の登録と注射

◎犬の登録：犬を取得した日または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。

■犬の登録と注射

◎狂犬病予防注射：狂犬病予防法で法定接種期間が4～6月と決められています。必ず毎年この時期(犬を取得した最初の年は、犬を取得した日または生後90日を経過した日から30日以内)に接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。

※集合注射を受けない場合は、個別に動物病院で法定接種期間(4～6月)に予防注射を接種させていただきます。

問合せ 環境保全課内 225

◎平成31(2019)年度から一部の動物病院で注射済票の交付を受けられるようになります

今までは予防接種後に、獣医師発行の接種証明書を手役所に持参して、注射済票の交付手続きを行っていましたが、指定の獣医師であれば、直接動物病院で注射済票の交付を受けることができるようになります。詳しくは、あらためて広報はむらでお知らせします。

◆犬の散歩にはリードを

犬を散歩させるときは、リード(引き綱)できちんとつなぎましょう。

◆罰則があります

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請をしないときや、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票をつけないときは、20万円以下の罰金となります。

